

鹿児島県	
市区町村数	43

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
							有			有						
							無	現在 の 状 況	現在 の 状 況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の 方法	現在 の 状 況		
						38	40	16				42				
46	201	鹿児島市	男女共同参画推進課	1	1	1	鹿児島市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日	0	第3次鹿児島市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
46	203	鹿屋市	男女共同参画推進室	1	1	1	鹿屋市男女共同参画推進条例	2016年3月23日	2016年4月1日	0	第2次鹿屋市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
46	204	枕崎市	企画調整課	1	2	1	枕崎市男女共同参画推進条例	2020年12月16日	2021年4月1日	0	第3次枕崎市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1		
46	206	阿久根市	企画調整課	1	2	1	阿久根市男女共同参画推進条例	2021年3月16日	2021年4月1日	0	第3次あくね男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
46	208	出水市	企画政策課	1	2	1	出水市男女共同参画推進条例	2017年3月24日	2017年4月1日	0	第2次出水市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
46	210	指宿市	健康・協働のまちづくり課	1	2	1				0	第3次指宿市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
46	213	西之表市	地域支援課	1	2	1				0	第4次西之表市男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1		
46	214	垂水市	企画政策課	1	2	1				0	第2次垂水市男女共同参画基本計画	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1		
46	215	薩摩川内市	コミュニケーション課	1	2	1	薩摩川内市男女共同参画基本条例	2004年12月27日	2005年4月1日	0	第2次薩摩川内市男女共同参画基本計画	2016年3月 ~ 2025年3月	1	1		
46	216	日置市	企画課	1	2	1	日置市男女共同参画推進条例	2019年3月29日	2019年4月1日	0	第2次日置市男女共同参画基本計画 第1次日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画	2018年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
46	217	曾於市	企画課 企画広報室	1	2	1				0	第2次曾於市男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1		
46	218	霧島市	市民課	1	1	1	霧島市男女共同参画推進条例	2012年3月29日	2012年4月1日	0	第2次霧島市男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
46	219	いちき串木野市	企画政策課	1	2	1				0	いちき串木野市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1		
46	220	南さつま市	総合政策課	1	2	1	南さつま市男女共同参画推進条例	2021年7月7日	2021年8月1日	0	第2次南さつま市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
46	221	志布志市	企画政策課 共生協働推進室	1	2	1				1	第3次志布志市男女がともに輝くまちづくりプラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
46	222	奄美市	市民協働推進課	1	2	1	奄美市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日	0	第2次奄美市男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1		
46	223	南九州市	まちづくり推進課	1	2	1	南九州市男女共同参画推進条例	2007年12月1日	2007年12月1日	0	第2次南九州市男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2029年3月	1	1		
46	224	伊佐市	市民課	1	2	1				0	第2次伊佐市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2030年3月	1	1		
46	225	姶良市	男女共同参画課	1	1	1	姶良市男女共同参画推進条例	2010年3月22日	2010年3月22日	0	第2次姶良市男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
46	303	三島村	民生課	1	2	0	0	0	0	0	三島村男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2024年3月	0	1		
46	304	十島村	住民課(健康福祉室)	1	2	1	0	0	0	0	十島村男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	392	さつま町	企画政策課	1	2	1	0	0	0	0	第3次さつま町男女いきいきせプラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
46	404	長島町	企画財政課	1	2	1	0	0	0	0	長島町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1		
46	452	湧水町	企画財政課	1	2	1	0	0	0	0	湧水町男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	468	大崎町	企画調整課	1	2	0	0	0	0	0	第2次大崎町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	1		
46	482	東串良町	企画課	1	2	0	0	0	0	0	東串良町男女共同参画基本計画	2014年3月 ~ 2024年3月	0	1		
46	490	錦江町	総務課	1	2	1	0	0	0	0	錦江町男女共同参画基本計画	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	491	南大隅町	女性活躍推進室・総務課	1	2	1	2	0	0	0	南大隅町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2025年4月	0	1		
46	492	肝付町	企画調整課	1	2	1	0	0	0	0	肝付町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2031年3月	1	1		
46	501	中種子町	総務課	1	2	0	0	0	0	0	中種子町男女共同参画プラン	2015年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1		
46	502	南種子町	総務課	1	2	1	0	0	0	0	南種子町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	505	屋久島町	観光まちづくり課	1	2	1	0	0	0	0	屋久島町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2024年3月	0	1		
46	523	大和村	企画観光課	1	2	1	2	0	0	0	大和村男女共同参画基本計画	2015年3月25日 ~ 2023年3月25日	0	1		
46	524	宇検村	企画観光課	1	2	1	0	0	0	0	宇検村男女共同参画基本計画・配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画	2014年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	525	瀬戸内町	企画課	1	2	1	3	0	0	0	第2次瀬戸内町男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
46	527	龍郷町	企画観光課	1	2	1	0	0	0	0	龍郷町男女共同参画基本計画	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1		
46	529	喜界町	企画観光課	1	2	1	0	0	0	0	喜界町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2025年3月	0	1		
46	530	徳之島町	企画課	1	2	1	0	0	0	0	徳之島町男女共同参画基本計画	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		
46	531	天城町	企画財政課ふるさと創生室	1	2	1	0	0	0	0	天城町男女共同参画基本計画	2013年4月1日 ~ 2023年3月31日	0	1		
46	532	伊仙町	総務課	1	2	0	0	0	0	0	第2次伊仙町男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	1	1		
46	533	和泊町	企画課	1	2	1	0	0	0	0	和泊町第2次男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
46	534	知名町	企画振興課	1	2	1	0	0	0	0	知名町男女共同参画基本計画(知名町配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1		
46	535	与論町	総務企画課	1	2	1	0	0	0	0	与論町男女共同参画基本計画	2015年4月 ~ 2024年3月	0	1		

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
 - 0 一体でない
- 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
 - 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単 独	複 合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者
3							1	2	3	0	0	3	0	0		
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	サンエールかごしま	890-0054	鹿児島市荒田一丁目4番1号	099-813-0852	099-813-0937	http://www.city.kagoshima.lg.jp/		○	○			○	
46	203	鹿屋市														
46	204	枕崎市														
46	206	阿久根市														
46	208	出水市														
46	210	指宿市														
46	213	西之表市														
46	214	垂水市														
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画セン		895-0012	薩摩川内市平佐1丁目18	0996-25-6056	0996-25-6188			○	○			○	
46	216	日置市	日置市女性センター銀天街		899-2502	日置市伊集院町徳重439-8	099-295-3411	099-295-3411	https://joseiginten.jimdofre.com	○		○			○	
46	217	曾於市														
46	218	霧島市														
46	219	いちき串木野市														
46	220	南さつま市														
46	221	志布志市														
46	222	奄美市														
46	223	南九州市														
46	224	伊佐市														
46	225	姶良市														
46	303	三島村														
46	304	十島村														
46	392	さつま町														
46	404	長島町														
46	452	湧水町														
46	468	大崎町														
46	482	東串良町														
46	490	錦江町														
46	491	南大隅町														
46	492	肝付町														
46	501	中種子町														
46	502	南種子町														
46	505	屋久島町														
46	523	大和村														
46	524	宇検村														
46	525	瀬戸内町														
46	527	龍郷町														
46	529	喜界町														
46	530	徳之島町														
46	531	天城町														
46	532	伊仙町														
46	533	和泊町														
46	534	知名町														
46	535	与論町														

都道府県	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
3					3	3	3	2	1	1	1	2	1				
46	201	鹿児島市	鹿児島市男女共同参画センター	2001年1月25日	6	9	31,190	○	○	○	○	○	○	○	○	○	託児室の運営
46	203	鹿屋市			0	0	0										
46	204	枕崎市			0	0	0										
46	206	阿久根市			0	0	0										
46	208	出水市			0	0	0										
46	210	指宿市			0	0	0										
46	213	西之表市			0	0	0										
46	214	垂水市			0	0	0										
46	215	薩摩川内市	薩摩川内市男女共同参画センター	2021年1月8日	1	2	60	○	○	○							
46	216	日置市	日置市女性センター銀天街	2016年3月2日	0	3	1,259	○	○	○	○			○			
46	217	曾於市			0	0	0										
46	218	霧島市			0	0	0										
46	219	いちき串木野市			0	0	0										
46	220	南さつま市			0	0	0										
46	221	志布志市			0	0	0										
46	222	奄美市			0	0	0										
46	223	南九州市			0	0	0										
46	224	伊佐市			0	0	0										
46	225	姶良市			0	0	0										
46	303	三島村			0	0	0										
46	304	十島村			0	0	0										
46	392	さつま町			0	0	0										
46	404	長島町			0	0	0										
46	452	湧水町			0	0	0										
46	468	大崎町			0	0	0										
46	482	東串良町			0	0	0										
46	490	錦江町			0	0	0										
46	491	南大隅町			0	0	0										
46	492	肝付町			0	0	0										
46	501	中種子町			0	0	0										
46	502	南種子町			0	0	0										
46	505	屋久島町			0	0	0										
46	523	大和村			0	0	0										
46	524	宇検村			0	0	0										
46	525	瀬戸内町			0	0	0										
46	527	龍郷町			0	0	0										
46	529	喜界町			0	0	0										
46	530	徳之島町			0	0	0										
46	531	天城町			0	0	0										
46	532	伊仙町			0	0	0										
46	533	和泊町			0	0	0										
46	534	知名町			0	0	0										
46	535	与論町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言		首長、自治会長等の状況															
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			2			19	0	0.0	23	0	0.0	24	0	0.0	21	0	0.0	6,777	465	6.9
46	201	鹿児島市	2001年1月30日	男女共同参画都市かごしま宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							776	91	11.7
46	203	鹿屋市				1	0	0.0	2	0	0.0							147	3	2.0
46	204	枕崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							73	0	0.0
46	206	阿久根市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	0	0.0
46	208	出水市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	9	3.6
46	210	指宿市				1	0	0.0	1	0	0.0							198	7	3.5
46	213	西之表市				1	0	0.0	1	0	0.0							108	7	6.5
46	214	垂水市				1	0	0.0	1	0	0.0							142	16	11.3
46	215	薩摩川内市	2005年4月1日	男女共同参画都市 さつませんだい宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							556	31	5.6
46	216	日置市				1	0	0.0	1	0	0.0							176	4	2.3
46	217	曾於市				1	0	0.0	2	0	0.0							456	31	6.8
46	218	霧島市				1	0	0.0	2	0	0.0							822	92	11.2
46	219	いちき串木野市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	3	2.1
46	220	南さつま市				1	0	0.0	1	0	0.0							247	13	5.3
46	221	志布志市				1	0	0.0	1	0	0.0							377	32	8.5
46	222	奄美市				1	0	0.0	0	0								109	5	4.6
46	223	南九州市				1	0	0.0	1	0	0.0							243	2	0.8
46	224	伊佐市				1	0	0.0	1	0	0.0							261	9	3.4
46	225	始良市				1	0	0.0	1	0	0.0							299	25	8.4
46	303	三島村										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
46	304	十島村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	1	9.1
46	392	さつま町										1	0	0.0	1	0	0.0	129	2	1.6
46	404	長島町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
46	452	湧水町										1	0	0.0	1	0	0.0	124	13	10.5
46	468	大崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	142	3	2.1
46	482	東串良町										1	0	0.0	0	0		99	27	27.3
46	490	錦江町										1	0	0.0	1	0	0.0	88	3	3.4
46	491	南大隅町										1	0	0.0	1	0	0.0	109	4	3.7
46	492	肝付町										1	0	0.0	1	0	0.0	133	5	3.8
46	501	中種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	1	1.5
46	502	南種子町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
46	505	屋久島町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	3	11.5
46	523	大和村										1	0	0.0	1	0	0.0	10	2	20.0
46	524	宇検村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
46	525	瀬戸内町										1	0	0.0	1	0	0.0	64	9	14.1
46	527	龍郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	20	3	15.0
46	529	喜界町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
46	530	徳之島町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	5	17.2
46	531	天城町										1	0	0.0	0	0		14	0	0.0
46	532	伊仙町										1	0	0.0	0	0		24	3	12.5
46	533	和泊町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	1	4.8
46	534	知名町										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
46	535	与論町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言
宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 市内連絡会議の決定
- 4 その他

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								14	13	773	212	27.4	1	0	2	0	0.0								
	鹿児島市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	鹿屋市							2	2	140	29	20.7	0	0	0	0									
	枕崎市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	阿久根市							1	1	7	4	57.1	0	0	0	0									
	出水市							2	2	119	37	31.1	0	0	0	0									
	指宿市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西之表市							1	1	37	9	24.3	0	0	0	0									
	垂水市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	薩摩川内市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	日置市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	曾於市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	霧島市							2	2	160	51	31.9	0	0	0	0									
	いちき串木野市							0	0	0	0		1	0	2	0	0.0								
	南さつま市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	志布志市							2	2	69	24	34.8	0	0	0	0									
	奄美市							2	2	150	42	28.0	0	0	0	0									
	南九州市							1	1	74	16	21.6	0	0	0	0									
	伊佐市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	始良市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	三島村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	十島村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	さつま町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	長島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	湧水町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大崎町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	東串良町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	錦江町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南大隅町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	肝付町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	中種子町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南種子町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	屋久島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大和村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	宇換村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	瀬戸内町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	龍郷町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	喜界町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	徳之島町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	天城町							1	0	17	0	0.0	0	0	0	0									
	伊仙町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	和泊町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	知名町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	与論町							0	0	0	0		0	0	0	0									

調査時点	議会開催は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7					
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の短縮について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけるか。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない					
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
			15	43	0	37	1		35	34	35	35	34	30
			6	0	27	6	42		4	4	5	4	6	8
			2	0	13		0		0	0	0	0	0	0
			20	0	3				4	5	3	4	3	5
		鹿児島市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用するに際し必要な事項を定めるものとする。 2 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 一般職の職員 (2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員をいう。) (旧姓を使用することができない文書等) 第2条 旧姓を使用することができない文書等は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上 支障がないと認められる文書等で、次に掲げるものとする。 1 職員録、名刺その他単に氏名が記載された文書等 2 専ら組織内部で使用されるため、当該組織内部において容易に旧姓を使用する職員の同一性を確認できる文書等 3 職員の権利義務に係る文書等で、旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする争いのおそれがないもの 4 前3号に掲げるもののほか、総務総務部人事課長(以下「人事課長」という。)が旧姓を使用することについて支障がないと認めたもの 2 公務の行使に関する文書、職員の身分関係に関する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混乱を生じさせおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、前条第1項各号に掲げる文書等において旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1)を任命権者に提出し、その承認を受けなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 任命権者は、前条の申請があった場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所屬長を経由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用者台帳(様式第3)に登録するものとする。 (旧姓使用の中止) 第5条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中台帳(様式第4)を任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、前項の規定による届出があったときは、旧姓使用中止通知書(様式第5)により、届出をした職員の所屬長に通知するものとする。 (旧姓使用の申請の撤回) 第6条 前条の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特段の事情無く再び旧姓使用の承認の申請をすることはできない。 (職員及び所屬長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市長に対して、又は職場内において誤解又は混乱を生じないように努めなければならない。 2 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、人事課長が別に定める。	鹿児島市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1
		鹿児島市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	鹿児島市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1
		鹿屋市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	鹿屋市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1
		枕崎市職員の旧姓使用に関する規定 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上誤解や混乱(おそれのないもの)について、旧姓を使用することができる。 2 旧姓を使用することができない文書の範囲は、次のとおりとする。(1) 単に氏名が記載されたもの (2) 職員の権利又は義務に関する文書等であって、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓使用を原因とする争いが生じおそれがないもの (3) 専ら組織内部で使用している文書であって、容易に職員の同一性を確認できる内容のもの	枕崎市議会	1	2	1	2		1	1	1	1	1	1
		阿久根市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公費、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合においては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	阿久根市議会	1	2	1	2		2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
			議員の出産欠席事由と明記した規定(産休を含む)がある。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 労働基準法65条の適用も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の適用も認めている。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定はない。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他											
		議 会 名																			
46	出木市	1	出木市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申出書(第1号様式)によりあらかじめ任命権者に申し出なければならない。 第5条 任命権者は、申出者の旧姓が間違いないものと確認し、旧姓の使用を認めるときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	出木市議会	1	2	1	出木市議会議員規則 第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1						
46	指宿市	1	指宿市職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、親子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法昭和26年法律第261号第3条第2項に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第11に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外の文書等であって、別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の申請及び承認) 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(第1号様式)に戸籍上の氏を改めたことを証する書類を添えて、所属長を経て任命権者に申請しなければならない。 2 前項の旧姓使用申請書は、婚姻等による戸籍上の氏の変更があった日(新たに職員となったものが旧姓を使用する場合は、職員となった日から起算して1月以内に提出しなければならない)。 3 任命権者が旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用者名簿) 第5条 任命権者は、旧姓使用者名簿(第3号様式)を整備するとともに、旧姓使用の適正な運営管理に努めなければならない。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用者」という。)は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)により、所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者に対し、旧姓使用の中止を命ずることができる。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たり、市民、他の職員等に誤解又は混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (旧姓使用者の異動) 第8条 旧姓使用者は、人事異動に当たり、職務遂行上支障がないように異動先の所属長に列して、旧姓使用していることを申し出なければならない。 (派遣先の適用除外) 第9条 旧姓使用者は、派遣による異動があったときは、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。	指宿市議会	1	3	1	指宿市議会議員規則 第2条2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条2 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1					
46	西之表市	4		西之表市議会	1	2	1	西之表市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1	1	1	1	1	1	1					

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点から欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
46	##	香川県	4	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	香川県議会	1	3	1	香川県議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間をあらかじめ、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第3条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
46	##	福井県	1	福井県内市の旧姓使用に関する要領 文書等に旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)により、任命権者に届け出なければならない。	福井県内市議会	1	3	1	福井県内市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合においては、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							
46	##	日置市	1	日置市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	日置市議会	1	2	1	日置市議会議員規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						4	
46	##	曾於市	1	○曾於市職員旧姓使用取扱要綱 平成20年3月31日訓令第2号 曾於市職員旧姓使用取扱要綱(職員) 第1条 この訓令は、職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第61号)第3条第2項に定める一般に適用する職員(以下「職員」という。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員については、この限りでない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、職員配置票、名札及びタイムカードとする。ただし、タイムカードについては、戸籍上の氏を併記しなければならない。 (旧姓使用の申出) 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用申出書(様式第1号)により所属長を経て、任命権者に提出し、その承認を得なければならない。 (旧姓使用の通知) 第5条 任命権者は、申出者の旧姓が相違ないものと確認し、承認したときは、旧姓使用通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の取消し) 第6条 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用の承認後において、当該旧姓使用職員の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用職員に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2. 任命権者は、前条の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、その旨を所属長を経由して当該旧姓の使用の承認を取り消された職員に旧姓使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、所属長を経由して、旧姓使用中止届(様式第4号)を任命権者に提出しなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2. 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 (その他) 第9条 この訓令に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。	曾於市議会	1	2	1	曾於市議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							4
46	##	露島市	1	露島市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、任命権者の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせないものについて、旧姓を使用することができる。 2. 旧姓を使用することができる文書等の基準及び旧姓を使用することができる文書等の基準は、別表に掲げるとおりとする。	露島市議会	1	2	1	露島市議会議員規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1
46	##	いちき串木野市	4		いちき串木野市議会	1	3	1	いちき串木野市議会議員規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護及び配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							2

都 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
			問1 議員の出産事由と 明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場 合、取得することが可 能な休業期間は、次の うちどれか。	問3 問1で1.を選択 した場合、出産 に係る産前産後 期間の明記はある か。	問4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休業期 間の報酬について減額の規定はある か。	問6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠産事由につ いて、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけ てください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない						
コ ド ン 名	コ ド ン 名	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短 い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長 い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後 期間を明記した規 定がある。 2. 産前産後 期間を明記した規 定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者 の出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
46	給良市	1	給良市議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1
46	三島村	4	三島村議会	1	3	2		2		2	2	2	2	2	2
46	十島村	4	十島村議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1
46	さつま町	3	さつま町議会	1	2	1		2		4	4	4	4	4	4
46	長島町		長島町議会	1	3	1		2		1	1	1	1	1	1
46	湧水町	4	湧水町議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1
46	大崎町	4	大崎町議会	1	2	1		2		4	4	2	4	2	2
46	東由良町	4	東由良町議会	1	3	2		2		4	4	4	4	2	2
46	錦江町	4	錦江町議会	1	2	1		2		1	1	1	1	1	1

都	市	市	区	町	村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
						議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	間1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	間2 間1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	間3 間1で1.を選択した場合、産産後期間の明記はあるか。	間4 間3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間5 間1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	間6 間5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	間7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
道	府	県	市	町	村	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の規定による産前産後期間も短い。 2. 労働基準法66条の規定による産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の規定による産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。 3. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
					46	##	南大隅町	4		1	3	2		1						南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条第4号 議会の議員が、月の中途において離職し、同一个月内において再び議員の職に就いたとき、離職した日に係る報酬は、再就任した日の前日までの日数に相当する額により支給する。ただし、離職した日に係る議員報酬の額が再就任した日に係る議員報酬の額より高い場合は、離職した日に係る議員報酬を支給し、再就任の日に係る議員報酬は支給しない。			
					46	##	肝付町	4		1	2	1		2						肝付町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			
					46	##	中種子町	4		1	3	2		2									
					46	##	南種子町	4		1	3	1		2									
					46	##	歴久島町	1	歴久島町職員旧姓使用取扱要綱及び歴久島町立学校職員の旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職務において使用することについて定めるものとする。	1	2	1		2							歴久島町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
					46	##	大和村	4		1	3	1		1	1	1	1	1	1		大和村議会会議規則 第2条の項、前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
					46	##	宇種村	4		1	4	2		2							瀬戸内町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
					46	##	瀬戸内町	2		1	2	1		2							瀬戸内町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
					46	##	龍郷町	1	龍郷町旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。 2. 前項の旧姓使用承認申請書は、龍郷町職員職務規程(昭和37年龍郷町訓令第2号)第4条の履歷事項の変更欄とともに、所属長を経由して町長に提出するものとする。 (兼設) 第5条 町長は、旧姓使用の承認をした時は、旧姓使用承認通知書(第2号様式)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	1	2	1		2									龍郷町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。
					46	##	喜界町	2		1	2	1		2							喜界町議会 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
					46	##	浜之島町	4		1	4	2		2							天城町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
					46	##	天城町	4		1	2	1		2							天城町議会 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7											
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に採用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他								
46	伊仙町	4		伊仙町議会	1	4	1	伊仙町議会議員規程 伊仙町議会議員規程(昭和62年規則第9号) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
46	和泊町	4		和泊町議会	1	2	1	和泊町議会議員規程 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
46	知名町	2		知名町議会	1	2	1	知名町議会議員規程 文庫の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
46	与論町	4		与論町議会	1	3	1	与論町議会議員規程 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8	問9	問10	問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17		
		議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント(防止研修教材)」の利用	男女共同参画に関する研修ハラスメント防止に関するもの以外を行ったか。	議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問15で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				
46	##	曾於市	4	4	1	1			2	4		3	

都 道 府 市 区 村 町	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧称の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	
46	岩手県 岩手市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものを含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定もない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	(相対等の処理) 第7条 相対等は、相対等を受けたときは、速やかにハラスメントに関する相談委員会(別添付様式)を作成し、相対等の内容を総務課長に報告しなければならない。 第8条 相対等は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて関係職員等からの事情聴取及び事業関係の確認を行い、迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。 第9条 総務課長は、相対等に係る内容及び状況から判断し、必要と認めるときは、次条のハラスメント処理委員会の設置を、同条第3項の委員長に求めることができる。 (ハラスメント処理委員会の設置) 第10条 ハラスメントに関する相談等を審議し、公正な処理を行うため、ハラスメント処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 1 委員は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。 2 委員長は、総務課を担当する副市長をもって充て、副委員長は他の副市長をもって充てる。ただし、副市長が1人のときは、委員長は当該副市長をもって充て、副委員長は総務課長をもって充てる。 3 委員は、教育長、総務課長、支所長、教育委員会総務課長、総務課長補佐、職員団体が推薦する職員2人及び総務課長審事係長をもって充てる。 4 委員の代理は、これを認めない。 (委員会の権限) 第11条 委員会は、委員会の会務を処理する。 1 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。 (会議) 第12条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。 1 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 2 委員会は、会議の議決となり、議事を整理する。 3 会議の議事は、原則として全会一致で決するものとする。 4 委員長、副委員長及び委員は、自己又はその職務に関する事件の会議に加わることはできない。 (職務) 第13条 委員会の職務は、総務課において処理する。 (委員会の役割) 第14条 委員会は、必要に応じて関係者から事情聴取する事業関係の公平かつ公正な調査を行い、相談等に係る対応策について審議し、必要な指導助言を行う。 2 委員会は、取り扱った相談等の内容、審議結果、対応状況等を任命権者に報告するものとする。 (対応措置) 第15条 任命権者は、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題の事実が認められたときは、必要に応じて懲戒処分を含む人事管理上の措置を講ずるものとする。 (秘密の保持) 第16条 相談等の対応に關与した相談員、職員及び委員会の委員は、関係者の所属、氏名、相談等の内容その他の相談等に関し職務上知ることのできた秘密の保持に努めるとともに、相談員が職務等を行うことにより得た秘密を漏らすことがないよう特に留意しなければならない。 (委任) 第17条 この附則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。 附 則 この附則は、公布の日から施行する。 附 則(令和4年1月26日附令第2号) この附則は、令和4年1月1日から施行する	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認められている。 3. 明記した規定がなく、運用上認められている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		

